



湖東信用金庫さんから チャリティー募金を 寄付いただきました

このたび、「お取引先様交流チャリティーゴルフコンペ」を開催された湖東信用金庫さんおおにしがすびこ（大西和彦理事長）から2万5千円を町の子育て支援事業に活用してほしいと寄付していただきました。有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



▲大西理事長から目録が手渡されました



消費税率の改正に伴い

水道料金・下水道 使用料を改正します

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されます。

これに伴い、平成26年4月分以降の水道料金・下水道使用料についても、消費税率相当分の料金・使用料を改正させていただきます。

ご理解をよろしくお願いいたします。

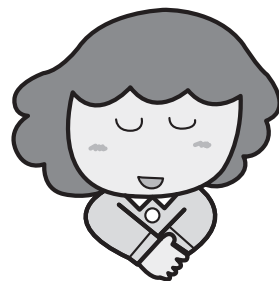
※水道料金・公共下水道使用料については、検針日によって違いがあります。

◆問い合わせ先

上下水道課

上水道担当 ☎ 6576

下水道担当 ☎ 6579



家族そろって

交通災害共済



年間掛金 一人500円 通院1日から見舞金支給

交通災害共済制度

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、交通事故による災害に遭われた方に、交通災害共済見舞金を支給する制度です。

加入できる方

日野町に住民登録をされている方、または町内に勤務、在学している方

※他市町で加入される方は、重複して加入することはできません。

加入手続き

配布しています申し込み用紙に必要な事項を記入のうえ、掛金を添えて各区长・町代さんへ申し込みをしていただくか、住民課へ直接申し込みをお願いします。

共済期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間（4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成27年3月31日まで）

対象となる事故

国内の道路上など（道路として機能している場所、不特定多数の方が出入りできる駐車場など）において、自動車・バイク・自転車等の運転中に発生した交通事故または、これらの車両による交通事故。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。



交通災害共済見舞金の請求と期間

請求は、加入者証（領収書）、災害を受けた本人の預金通帳（未成年の方は親権者）と印鑑、医師の診断書、交通事故証明書をお持ちのうえ、住民課までお越しくたさい。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です。

詳しくは住民課までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎ 6578